

追い抜かれてない？
あなたの時給



ギクッ

としたら

今すぐ裏面をチェック! ▶

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

2019年
10月1日 から
三重県 の
地域別最低賃金は
minimum wage

873 時給
円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算
1,092 時給
円

深夜 **時間外** **休日** に働くと、**割増賃金**が適用される場合があります。
詳しくは、連合へご相談ください

最低賃金は、
国が法に基づいて定める
賃金の最低額です。

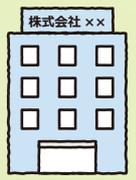
下回ったら法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う
義務があります。
この額を下回ると法律違反となり、労働
者は差額を請求することができます。



**都道府県ごとに
毎年見直し!**

**派遣先の
最低賃金を適用!**



派遣で働く方には、派遣元
ではなく、派遣先の地域の
最低賃金が適用されます。



派遣先
派遣元

**業種によってはより高い
最低賃金が適用される場合も!**

『あれ?』と思ったら**「なんでも労働相談ダイヤル」**へ



いこうよ れんごう に
0120-154-052

祝祭日を除く
平日10:00~17:00
受付中

日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)
<http://rengo-mie.jp/>

連合三重

検索